令和4年度 第1回青少年問題協議会定例会 会議録

日 時 令和4年7月29日(金) 午前10時30分~午前11時53分

場 所 千代田区役所 4 階 401~402会議室

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 報 告
 - (1) 最近の少年非行の状況

麹町警察署生活安全課長

- (2) 千代田区におけるいじめ不登校の現状と解決に向けた取組 指導課長
- (3) 東京都児童相談センターにおける相談状況について 東京都児童相談センター相談援助課長 (オンライン)
- (4) 児童・家庭支援センターにおける相談事業の現況について 児童・家庭支援センター所長
- 5 意見交換
- 6 閉 会

子ども総務課長

皆様、おはようございます。

本日は、お暑いところ、またご多用の中をご出席賜りまして、誠にありが とうございます。

事務局を務めます子ども総務課長の大谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応として、 対面とオンラインの併用により開催させていただいております。また「千代 田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」第7条及 び第8条に基づき、公開とさせていただいております。

それでは、会の進行は協議会長の樋口区長となります。

開会に当たりまして、協議会長の樋口区長から挨拶を申し上げます。よろ しくお願いいたします。

協議会長

皆様、おはようございます。千代田区長の樋口高顕です。令和4年度第1 回青少年問題協議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃から千代田区の青少年の健全育成のため、様々お力添えを 賜りまして、誠にありがとうございます。また、感染拡大が続いております が、この当期においては徹底した感染防止対策をした上で、どのように様々 な行事、イベント、会議体、それを両立させていくかということが大きなテ ーマだと考えております。そうした中でも、7月は社会を明るくする運動、 この強調月間でございます。様々、駅等でも活動を頂きました。そちらにつ きましても厚く御礼を申し上げます。

さて、青少年を取り巻く環境は、フリーターやニートをはじめ、若者の社会的自立の遅れが深刻化しております。昨年の1月には高校生による強盗殺傷事件、11月には中学生が学校内で同級生を殺害した事件など、若者による重大事件やいじめ、児童虐待など、子どもが被害者となる事件も頻繁に発生するなど、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる現状にございます。

また、長引くコロナ禍にあっては、インターネット、SNS、オンラインゲームなど、利用時間が増加しています。生活リズムが乱れるなど、青少年の心身への様々な影響が懸念される中で、次代を担う青少年の豊かな人間性や生きる力を育むには、一番身近な地域の皆様と共に子どもたちと向き合う、私たち行政に何ができるかを改めて考えていかなければいけないと感じております。さらに、児童虐待の問題をはじめ、いじめや非行といった青少年の健全育成の問題は学校や家庭だけで解決する問題でもありません。また、警察や行政の力だけで解決できる問題でもありません。やはり地域の全ての皆様と共に一体となって初めて解決の道筋を見いだすことができると考えております。子どもたちの健やかな成長を見守っていくためにも、またその手段としても、この協議会を情報共有、意見交換の場として役立てていただければと存じます。

結びとなります。この会が今後とも青少年の健全育成に資する有意義な会となりますよう、それぞれの地域、それぞれのお役職、お立場からの活発なご意見を期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。以降は着座にて失礼いたします。

それでは、事務局から協議会の位置づけや資料確認、委員の紹介をお願い いたします。

子ども総務課長

はい。初めに、この協議会の位置づけとお手元の資料の確認をさせていた だきます。

本協議会は「地方青少年問題協議会法」及び「千代田区青少年問題協議会条例」に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る場として開催しております。また「いじめ防止対策推進法」や「千代田区いじめ防止等のための基本条例」に基づくいじめ問題対策連絡協議会として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る位置づけともなってございます。

次に、資料について確認させていただきます。

本日の資料は4点です。協議会の次第、2点目は表紙がブルーの冊子「令和4年度青少年健全育成の施策展開」、3点目は「千代田区におけるいじめ不登校の現状と解決に向けた取組」、最後に、本日のご出席の方の席次表と

なってございます。

資料が不足している場合には席にお持ちいたしますので、事務局職員のほうにお申しつけください。その際は軽く挙手いただければと思います。

続きまして、次第の3、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本日お配りしましたブルーの冊子、43ページから44ページに名簿を掲載させていただいておりますのでご覧ください。名簿に星印のついている方が今回新たに委員になられた方です。今回、委嘱状の送付が必要な委員の皆様には事前に郵送で委嘱状をお送りしております。こちらをもちまして委嘱に代えさせていただきます。また、委員名簿をご覧いただくことで紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日ご出席者につきましては、お手元の席次表をご覧いただきたいのですが、オンラインによる出席者は席次表の右上にお名前を記載させてございます。4名ほどオンラインでの出席となっております。

以上です。

協議会長

はい。ありがとうございました。

それでは、次第4の報告に入る前に、本協議会の基本方針について、事務 局より説明をお願いします。

子ども総務課長

お手元の冊子資料、令和4年度青少年健全育成の施策展開、ブルーの冊子 でございます。こちらの2ページ目をご覧ください。

2ページ目の一番上の1に、本協議会の令和4年度の基本方針の記載をさせていただいております。こちら「青少年の非行の発生率の減少をめざすとともに、親も子も共に育つ「共育」のまち、いじめや虐待のないまちの実現を目指して、家庭・学校・地域が連携して、総合的な取り組みを行います」というのを基本方針として掲げさせていただいております。令和4年度の施策展開においては、3のほうにお示しさせていただいております。

また、4つの柱として、3ページ目に体系図がございます。こちらの左側に、I、子どもの安全確保・犯罪被害の防止。IIとして非行予防・立ち直り支援強化。IIIとして、虐待予防・早期対応。IVとして、いじめの防止・迅速対応としております。この4本の柱を意識・知識・規律、周辺環境、地域ネットワークという3つの視点から分類いたしまして、3ページの図の1にありますとおり、59の事業を位置づけて体系化して取組を進めているところでございます。なお、青少年問題協議会につきましては、2の非行予防・立ち直り支援強化の地域ネットワークの位置づけとなってございます。それぞれ細かな事業の内容につきましては、5ページから17ページに記載をしてございます。こちらはご報告と一緒にご覧になりながら確認していただければと存じます。

4ページをご覧ください。こちらが施策の推進体制を図で示してございます。図にありますとおり、青少年問題協議会の委員の皆様はじめ、青少年対策地区委員会や各種関係団体・機関の皆様と協力しながら施策を推進しているというような体系図となってございます。

なお、先ほどご案内いたしました基本方針につきましては、現在、千代田 区の基本構想や子ども部で策定しております大綱、ビジョンの改定作業を今 考えているところでございますので、次年度の基本方針につきましては、2 月に予定しております協議会において改めてご審議いただくことを予定して おります。

事務局からの説明は以上です。

協議会長

はい。ありがとうございました。

それでは、次第の4、各機関からの報告に入ります。

初めに、最近の少年非行の状況につきましてご報告をお願いします。

区内4警察署を代表して麹町警察署尾上生活安全課長にお願いします。

麹町警察署

おはようございます。麹町警察署生活安全課長の尾上と申します。私から 生活安全課長は、最近の少年非行の状況についてでありますが、麹町警察署管内の青少年 犯罪の現状を報告させてもらいます。

> まず初めに、平素から皆様方には警察業務の各般にわたり、ご支援、ご協 力を賜りまして、ありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げ ます。それでは、着座にてご報告させてもらいます。

> 麹町警察署管内の情勢についてですが、ご承知のとおり、管内には国会議 事堂をはじめ、総理官邸など、国の主要施設が他の警察署に比べて非常に多 く、警備警察がメインになる管内の実態でありますが、大学、小中高等の学 校も36校所在しており、学生が多い地区でもあります。特に乱れた学校はあ りませんが、登校する学生がストーカー、盗撮等の被害者になる取扱い、相 談等も受け、事件化もしている実態です。また、最近の少年犯罪の特徴とし ては、SNSが普及する中、スマートフォンは中学生であればほとんどの少 年が使用している現状です。そのためインターネットを利用したサイバー犯 罪に少年が加害者、被害者となるケースの取扱いが増えております。SNS は大人も含め少年たちにとっても便利な通信機能、情報収集ができる器機に なっている一方、取扱い方法を誤れば善悪の判断が未熟な少年には犯罪に陥 りやすい機能になっております。そこで当署で取り扱ったインターネット絡 みの事件を2件、皆様にご紹介させてもらいます。

> 1件目は、令和2年11月に起きた管内A大学に対するインターネットを利 用した爆破予告事件です。被疑者は他府県に居住する18歳の少年で、自身の ツイッターに「A大学を爆破します」という内容で投稿し、少年は拡散する ことを認識していたのですが、大学に恨みなど深い意味もなく、単なる悪ふ ざけで投稿したということが供述で判明しました。本件については東京地方 検察庁へ事件送致した取扱いでした。

> 2件目は、今年の6月に起きた、管内で勤務する著名人Bのホームページ に殺害をする旨を書き込んだ凶悪事件です。少年は他府県に居住する13歳 で、何不自由もなくごく普通の一般家庭で育った中学生、テレビで野球を見 ることが好きな、ごく普通の少年でした。ところが、日常の父親との会話の 中から著名人Bに興味を示し、遊び半分で著名人Bが開設するホームページ

に殺害する旨を書き込み送信してしまったという取扱いでした。本件は触法 事案として児童相談所へ送致した取扱いでした。

この2件に共通して言えることは、自身が行った行為がその先どのように 進展するのか判断できず、またSNSの問題点をよく理解しないまま安易に 遊び心に書き込んでしまったという取扱いでした。スマートフォンなどSN Sの使用が身近になった今日、善悪の判断が未熟な少年たちには、日頃から 繰り返した大人たちのアドバイスが必要です。引き続き我々警察も学校の訪 問による防犯教室をはじめ、あらゆる機会を捉えてSNSに対する防犯指 導、青少年の健全育成に努め、区民、都民が安心・安全で暮らせるようなま ちづくりに励んでいきたいと思います。

麹町警察署からは以上になります。

協議会長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご質問、ご意見につきましては、この後、意見交換の時間がございます。その場で一括してお受けいたします。

それでは、続きまして、山本指導課長から、千代田区におけるいじめ不登 校の現状と解決に向けた取組、こちらの対応について報告をお願いします。

指導課長

皆様、おはようございます。子ども部指導課長の山本と申します。私からは、千代田区におけるいじめ不登校の現状と解決に向けた取組について、お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

資料をご覧ください。まず項番の1、千代田区立学校におけるいじめの経年比較ということで、令和元年度から3年度までの小学校、中学校、総計別の認知件数及び解消件数を表で示してございます。特徴といたしましては、認知件数は令和2年度と3年度を比較すると、小学校では約半数に減少、中学校では倍増、総計では約3分の2程度に減少をしております。

- (1)の令和3年度のいじめの態様といたしましては、総計22件のうち、複数回答となりますけれども、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」が15件と最も多く、次いで「激しくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が7件、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が6件となっております。
- (2) 学校の対応としましては、まず、加害児童・生徒への対応として、保護者への報告が18件、いじめられた児童や生徒、その保護者に対する謝罪の指導が14件、被害児童・生徒への対応として、別室の提供や常時職員がつくなど心身の安全を確保が11件、教育委員会と連携して対応が10件となっております。

資料裏面をご覧ください。項番の2、千代田区いじめ未然防止及び早期発見・早期対応の具体例一覧をご覧ください。様々な取組を実施しておりますが、中から幾つかに絞って説明をさせていただきます。

まず上から1段目、外部人材・専門家の活用では、スクールライフ・サポーターの派遣ということで、会計年度任用職員として小学校全校に1名ずつ

スクールライフ・サポーターを配置したり、心の教育コーディネーターの派遣ということで、小学校・中学校全校に年間三、四回程度専門家を派遣し、道徳の授業の充実・改善を図り、心の教育を推進したりしております。

2段目、教育委員会の取組です。特にスクールソーシャルワーカーの設置 と活用では、昨年度からスクールソーシャルワーカーを2名体制とし、担当 の地区を分担することで学校や家庭とのより密接に関係性の構築を図ってお ります。

3段目は、各学校の取組です。学校生活アンケートを実施することで、学 級全体の傾向や自分と友達、学級内での関係を把握することで未然防止や早 期発見に努めております。

続いて項番3、千代田区立学校における不登校の経年比較となります。ここに記載しております不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況であるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを示しております。令和2年度と令和3年度の人数を比較いたしますと、小学校では微減、中学校では約3分の2程度に減少しております。令和3年度の不登校の主たる要因は、無気力・不安が42件と最も多く、次いで家庭の問題が26件となっております。

資料3ページに移ります。

長期欠席者についてです。ここで記載している長期欠席者とは、病気や経済的理由、留学など、不登校の理由以外の理由で年間30日以上欠席した者を示しております。この長期欠席者は令和3年度は202件の報告があり、新型コロナウイルスの感染回避によるものが105件、病気が52件となっております。

最後に項番4、千代田区の不登校に関する対策です。

まず、不登校の早期発見のための学校の取組として、毎月10日に出欠状況 調査を実施し教育委員会に報告をしていただいております。また、教育委員 会の取組としては、出欠状況調査を基にして各校への聞き取りの実施、適応 指導教室である白鳥教室への引継ぎ、スクールソーシャルワーカーによる学 校訪問や家庭との連携を実施しております。

私からの報告は以上です。

協議会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京都児童相談センターの加藤相談援助課長に都における児童相談状況について報告をお願いします。

相談援助課長(加藤)

ありがとうございます。ただいまご紹介いただきました東京都児童相談センター相談援助課長の加藤でございます。日頃から東京都の児童福祉行政に 多大なご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

では、東京都における相談状況と児童相談センターの相談状況について少しお話をさせていただきたいと思います。

今日、配られています令和4年度青少年健全育成の施策展開という資料の28ページをご覧いただければと思います。

28ページ、まず①でございますが、こちら児童人口と相談件数の推移がグラフで示されております。見ていただきますと、児童人口は棒グラフになっておりますが、平成30年度をピークに3年連続減少傾向にございます。その中で相談件数は右肩上がりであるということが見てとれるかと思います。

資料後段の②のアの部分でございますが、相談内容状況別というふうになっています。全ての相談のうち虐待に関する相談というのが左から3列目です。被虐待相談、これが割合としまして49.6%ということで、全体の半数近くになっています。ここ10年ほどの傾向として、非行や不登校、障害、育成などに関する相談の件数は若干の増減はありながらもおおむね横ばい傾向なのですが、被虐待相談のみが毎年1割から2割程度増え続けているという状況が続いております。その背景としまして、広報活動ですとか虐待のニュースなどが流れる中で皆さんの関心が高まり、虐待の疑いがあれば匿名でも通告しようといった意識の高まりというのがあるかと思います。また、夫婦げんかをして夫婦の一方が110番をし、そこに警察が臨場して、そのご家庭に子どもがいれば、子どもの前でそうした暴力、暴言を見せる環境というのは心理的虐待に該当するということで、いわゆる面前DVというふうに呼んでおりますが、そのことによる警察からの心理的虐待通告というものが大変増えている状況にあります。

続いて、イの年齢別相談状況になります。こちら高校生は少なめですが、 大体満遍なく分布しているかと思います。小学生くらいまでのお子さんの割 合がやや多めになります。

29ページのほうに移りまして、③の児童相談所の相談対応状況です。こちらは児童相談所のほうでは受けた相談をどのように対応していったかということになりますが、面接を複数回行って指導するという形が大半となっています。さらに継続をして児童福祉司が関わっていくことが必要だと判断した者は児童福祉司指導措置といった措置を行いまして、これが約4,000件となります。

少し右のほうに行きまして、区市町村送致が5,600件ほどございます。こちらは東京都と区市町村との間でそれぞれが受けた相談の間で落ちてしまうようなケースがないように、東京ルールというルールを用いておりまして、その中の1つとなります。東京ルールの中では、先ほどお話ししました夫婦げんかで警察が臨場して子どもへの心理的虐待があるとして通告があったものですとか、子どもの泣き声が聞こえて心配だというような通告、あとは地域での子育てサービスを利用して支援するほうがより適当というふうに考えるようなケースなど、比較的軽微な虐待のケースは児童相談所が受けた相談でも地域で支えていただくという形で、区市町村と協議をした上で区市町村に送致をするということができる形になっています。この件数が5,600件ということで、大体今の東京の児童相談所で受けた虐待相談件数の約3割を送致させていただいております。

子どもや保護者との面接、家庭環境の調査、それから心理診断、医学診

断、一時保護所での行動診断なども行った結果で、当面はやはり家庭から分離をして施設に入所をするとか、あるいは里親さんに委託をすることが必要だと考えたケースにつきましては、約848と127を足しまして約1,000ほど、全体の2%ほどが家庭からの分離という結果になっております。

続いて、④のアも虐待の内容別の状況になります。こちらは見ていただきますと、圧倒的に心理的虐待が多くなっております。特に、令和3年度ここ10年ほどの間では心理的虐待の割合が増えてきているということになります。これは先ほどお話したように、警察からの面前DVが非常に増えているということと、泣き声が心配だといった近隣の方からの通告も心理的虐待の疑いとして調査に入りますので、ここに分類されるという形になります。このほかの身体的、性的、ネグレクトの虐待についても、全般に増加傾向にございます。

なお、虐待の件数については、コロナ禍で増えたといったニュースの報道などもありましたが、この表の合計欄のほうを見ていただきましても、実は令和2年度は前年度より4,000件、その前コロナ前である令和元年度は平成30年度と比べて4,500件の増ということでして、感覚的にはコロナで増えたというよりは例年どおり増えたというような印象を児童相談所としては持っております。ただその一方、令和3年度の伸びが前年度と比較し300件という形になっていますので、今後コロナの影響は注視していきたいなというふうに考えているところです。

件数としては以上ですけれども、コロナ禍での影響について少しお話しさせていただきます。

やはりテレワークやオンライン授業が増えて、家族一緒の時間が非常に増 えたということで、もともとあった家庭内の不和というものが表面化し、顕 在化しやすくなり、夫婦げんかあるいは母子トラブル、父子トラブルという ものが増えている傾向があると感じています。また、オンライン授業で朝登 校しなくてもよくなった中学生なども多くなり、その中でゲーム依存により 昼夜逆転の生活になり、そこで親子のトラブルになり虐待通告になる。ある いはゲームを取り上げようとして子どもが暴れて手に負えないですとか、親 のカードを使ってゲーム課金が何十万円になるといった非行相談で来るよう なケースもあります。また、最近はトー横と呼ばれます新宿の歌舞伎町の一 角に、家庭や学校にも居場所を感じられないようなお子さんが各地から集ま ってきまして、深夜徘回をするような事案が増えています。中学生が多いか と思いますが、中には小学校5・6年生の女子などもいる状況です。そうし た場所で飲酒や市販薬の大量服薬、またそうした場面を動画にアップをす る。それからけんか、万引き、そういった形で補導されて身柄付き通告とし て保護をするケースも昨年の夏前頃から非常に増えている状況です。他県か ら来ているお子さんであれば、翌日その県の児童相談所に移送するという形 でありますが、またすぐトー横のほうに来てということで、ほぼ何回も補導 になっているようなお子さんも中にはいます。

非行とか虐待、要保護など、一時保護所は保護で必要な子どもたちが常に 定員を超えているような状況の中でございます。警察、学校、地域の関係機 関の皆様のご協力とご理解を頂きながら、様々な家庭環境にある子どもたち が安心して生活できるように連携を図っていきたいと考えておりますので、 引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

協議会長はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして、吉田児童・家庭支援センター所長から、区におけ る児童相談状況について報告をお願いします。

児童・家庭支援センター所長

児童・家庭支援センター所長の吉田でございます。皆様には日頃より相 談・対応へのご協力を頂き、誠にありがとうございます。

それでは、着座にて説明させていただきます。こちら、青い冊子の資料の 21ページ、こちらをご覧いただければと思います。

こちら区内の児童相談の状況でございます。概況につきましてご説明させ ていただきます。

まず①というところで、青少年人口または我々の新規相談件数の推移とい う表がございます。青少年人口はこちらにありますとおり少しずつ増えてき ている状況、そしてその下段、新規相談件数ということで、虐待も含め様々 相談件数は昨年度と比べて、非常に増えている状況でございます。その下は これまでの推移を表したグラフでございます。

続きまして、②番の相談別対応状況表でございます。こちらは新規相談件 数とは異なりまして、我々が各年度に行った対応の状況、対応件数というこ とで、例えば家庭訪問を行ったり、面談を行ったとか、そういった我々の活 動の件数というところでございます。こちらも見ていただきますと、令和2 年度が2万3,402で、令和3年度が2万9,777件ということで、相談件数の増 加とともに、こちら対応の状況、活動の件数も増えているという状況でござ います。

こちら表の右側、各相談種別に対応した件数を入れておりまして、3年度 の特徴といたしましては、この数字で見ますと、非行相談ですとか育成相談 の対応を行った件数が前年度と比べて割合、件数ともに増えているという状 況でございます。

育成相談というのは、例えば不登校や家庭内のしつけとか、そういった困 り事のご相談で受理した件数も増えており、実際面談ですとか、いろいろ家 庭訪問したりですとか、そういった件数も多くなっています。

非行相談のほうは、実際、新規に受け付けた非行の件数というのは2年度 と3年度で変わらないのですが、相談員に聞きますと難しい非行のケースが ございまして、面接や訪問を重ねたケースも多かったということで我々の対 応件数が増えているという状況がございます。その下の円グラフはこちらの 表を表したものでございます。

続きまして、22ページのほうをご覧いただければと思います。

冒頭(1)、これは新規相談受理件数ということで、先ほど申し上げまし

た昨年度の合計の件数でございまして、その下が先ほど申し上げました相談対応実績ということで、右下2万9,777件、これは相談種別の詳細版、またはどのような活動を行ったか、来所でのご相談か我々が家庭訪問をさせていただいたか、または電話等でのご相談をさせていただいたか、あとはその関係機関、児童相談所や警察など様々連携を行った、会議を行った等、そういった件数の内訳でございます。

その下(3)の表でございますが、この関係機関との連携ということで、 どういった関係機関の皆様と対応させていただいているかを表した表でございます。児童相談所からその他まで様々ありますが、やはり児童相談所、あ と保健所、または各学校、学童クラブですとか、そういった皆様と連携させていただいているというところが多くなっております。

続きまして23ページ、こちらは虐待相談の状況でございます。虐待相談の件数は令和元年度から常に載せておりますが、2年度から比べると少し増えているという状況でございます。

こちらの(2)の新規受理対応件数における相談経路の内訳のほうに移りますと、どこから虐待相談を頂いているか、情報を頂いているかという内訳でございます。こちら309件の内訳として、最も多いのが児童相談所105件と、先ほど児童相談センターの加藤課長からのお話もありましたように、いわゆる泣き声の通告でありますとか、そういったものを児童相談所のほうで受けたものを区市町村の千代田区で対応するということで送致いただいたものがこの中に含まれております。また、その次に多いのが警察からの79件ということで、先ほどもお話に出ました家庭内での暴力、こういったものを目撃した事例が、子どもがそれを目撃したという事例について警察のほうからも情報を頂くことが多いかと存じます。

次には、その他が多いわけですけれども、保健所が31件ということで、これは例えば、家庭環境的に難しいご家庭で妊娠されている、特定妊婦と言われていますが、そういった方も増えている中で、保健所さんとの連携を深めているという状況でございます。

(3) 次の項でございますが、虐待の種別の内訳でございます。最も多いのが心理的虐待ということで309のうち150件、こちらは先ほど申し上げました家庭内でのDVを目撃することが心理的な虐待に当たるということで近年は増えているという状況が千代田区でも多くなります。

その下の(4)です。新規受理対応件数における虐待者の内訳でございます。誰が虐待したかというところで、以前はお母さん、実母または実母以外の母親という方による虐待が多かったのですが、最近、いわゆるコロナ禍での社会の変化に伴いまして、お父さんが家庭で過ごす時間が増えたという指摘もありますが、件数を見ますと、実のお父さんまたは実のお父さんではないけれども父親というところの件数が多くなっているという状況でございます。

続きまして、24ページ、25ページでございます。こちらは我々児童・家庭

支援センターがスクールカウンセラーを派遣しておりまして、その活動の状 況でございます。細かい字で大変恐縮です。

24ページにつきまして、こちらは我々スクールカウンセラーが区立の幼稚 園、こども園、または小中学校を訪問させていただいておりまして、その状 況でございます。細かい部分は省略させていただきますが、近年こちらの相 談の件数ですとか訪問した回数というのが少しずつ増えているような状況で ございます。

中学校のところで細かいところで恐縮ですが、神田一橋中と麹町中とあり ますが、麹町中は令和4年度から開始ということで、令和3年度のこちらの 表はバーが入っております。

25ページのほう、こちら保育園、児童館、またはアフタースクール、学童 クラブですね。こちらは小学校の中に設置しておりますもの、こちらへの訪 間状況でございます。ご覧いただきますと、今の状況からしても、こちらも 回数的には徐々に増えてきているという状況でございます。

最後、26ページをご覧いただければと思います。こちら、オの教育相談、 こちらは我々児童・家庭支援センターのほうで心理職の専門員を配置いたし まして、教育相談を実施しております。こちらは児童・家庭支援センター内 に面接室や遊戯室と呼ばれるような心理の専門の対応を行う部屋がございま して、そこで対応しております。こちらをご覧いただきますと、表の1、3 年間の推移ということで、少しずつ件数が増えているという状況でございま す。

表2が主訴別の対応回数ということで、実際ご来所いただいて面談を行う とかそうした活動の回数でございます。こちらも年々増えている状況でござ います。見ますと、やはり小学生のお子さんが一番多くて1,796と、次いで中 学生、そして高校生と、その後幼児というような状況でございます。

ご説明は以上でございます。

協議会長

はい。ありがとうございました。

以上で4件の報告を各所管から頂きました。

それでは、次第の5、意見交換に移らせていただきます。これまで4件の 報告を受けまして、こちらに関するご質問、ご意見等ございましたら一括し て承ります。何かございますでしょうか。

では、稲葉生活安全課長。

万世橋警察署

恐れ入ります。万世橋警察署の生活安全課長の稲葉と申します。私のほう 生活安全課長| から、当署で取り扱った事件等の関係について、報道されたものを情報共有 ということでご報告させていただければと思います。この場を借りて発表さ せていただきます。

着席させていただきます。

先ほどの東京都児童相談センターの加藤課長の報告でありましたトー横関 係のところから入らせていただこうと思いますが、昨年来報道されていると ころで、新宿歌舞伎町界隈のTOHOシネマズを中心に、いわゆるトー横界

隈というふうに私ども呼んでいるのですが、そこにSNS等を通じて集まっ た少年らが、加藤課長からお話があったとおり、家出、深夜徘回等を繰り返 しています。特に性犯罪などの犯罪に巻き込まれたり、付近のホテルから飛 び降り自殺をはかるなど、そういった大きな事案がありまして、警視庁の少 年育成課と新宿署で周辺の街頭補導対策等を強化しています。また各警察署 においても、管内の少年がトー横界隈に出入りさせないようにということ で、学校等に講和の機会を頂いて情報発信をしているというところでござい ます。当千代田区においても、秋葉原が都内有数の人が集まるサブカルチャ 一の聖地でございまして、いわゆる地雷系というファッションの女性、少年 少女等が多数集まっております。今まではトー横界隈のような少年らの密集 は見られなかったのですが、トー横界隈での少年補導等が厳しくなってきた 関係で、トー横界隈に密集していた人間がツイッターで「歌舞伎町はいろい ろあって行きにくいから秋葉原のアトレ横広場の界隈に移りたい」といった 書き込みをして、酒飲みを中心でやりたいなというようなツイートなどをし ており、秋葉原が第2のトー横にならないかということを懸念して対策を私 どもも打っているところです。

そんな中で、去年トー横の王と呼ばれる人間を万世橋警察署で検挙をしまして、それが1つ目の事例なんですけれども、トー横の王と呼ばれていた24歳の男を青少年健全育成条例違反で去年9月に逮捕しました。自宅に女子中学生を連れ込んで卑わいなことをしたということで、その後、SNSを分析しておりましたら余罪が明らかになり、捜査中のところ、その余罪捜査とはまた全然別件の女の子をお正月に、地方から出てきた和歌山と神奈川だったのですが、連れ回しておりまして、一緒にいた男と共に検挙をして、東京都健全育成条例違反と児童福祉法違反ということで検挙しております。事案を分析しましたところ、その男がそれらの女の子に貢がせているような状況がありまして、女の子は親御さんからお金を盗んだり、援助交際をして、そのお金を捻出していたという状況がございました。

もう1件、店舗の検挙の事例で、管内で3店舗を立て続けに児童福祉法違反で13歳の女の子を雇っていたということで、飲食店の許可を持っていたコンセプトカフェ1店舗、2店舗は社交飲食店ということで、いわゆるキャバクラの許可を持っているコンセプトカフェということで検挙をしております。これらについては地域の方からも、一見して小さな女の子が働いているのではないかというお声から情報提供等を頂いているというところでございます。こういった少女の事案で共通するところというのをお願いしたいというところなのですけれども。まずトー横界隈が集まりにくくなっているという状況がございまして、それ以外の地域のほうに散っておりますというところで、集まる場所はトー横という話のところは象徴的な家出少女、少年らの集まるコミュニティとしてその場があったということで、ほかでも条件が整う場所があればトー横という場所は誕生し得るということで、名古屋であればドン横、大阪であればグリ下、グリコの下の看板で、名古屋であればド

ン・キホーテの大きな店舗ですね、そこに集まるという場所で、そういった場所があれば彼ら彼女らが集まる場所になってしまうというところが、まず1つ目でございます。

2つ目については、今回扱った子どもたちいずれも不登校の児童でございまして、そういった方たちが副主犯のケースになることが非常に多いということで、不登校の兆しについて、警察等につながる話もありますので、自治体、警察等の少年相談窓口のほうに早めにつないでいただきたいというところです。

3つ目としては、SNSの危険性についてなんですが、親御さんでもSNSについてご理解いただいた上でお子さんと話をされたほうがいいので、当庁のユーチューブの公式チャンネル等のコンテンツを使っていただきまして、親御さんとお子さんのほうで、実際の事例等が載っているものを活用してお話ができるような形、セーフティ教室等を実施していただければと思います。

今回取り締まられた店舗等については、今後の対策として、研修会を区と一緒にやらせていただいて、年齢確認に関するきちんとした指針や特にJKビジネス化するのではないかといった地域のご懸念もあろうと思いますので、そういったところについて、報告等について、きちんと風俗適正化法や東京都でつくっております、いわゆるJK条例というんですけれども、そういった条例等についての指導のほうを行っていくよう準備を進めているところでございます。

課内の事案の関係のところで共有したい内容については以上でございます。

協議会長

はい。稲葉課長、ありがとうございました。

そうしたことも含めてご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、まだ少し時間もございますので、その他につきまして情報 交換、意見交換させていただければと思います。今までの報告にかかわらず ご意見などを伺っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、せっかくのこうしてお集まりいただいている機会ですので、保護者のお立場から、本日、PTAの会長さんにも来ていただいております。 そこで、まずは番町小学校PTA会長の明石委員からもご質問、ご意見等いただけないでしょうか。

番町小学校 P T A 会長

はい。ありがとうございます。番町小学校の明石と申します。よろしくお 願いいたします。

青少年問題というと、とかく非行問題がやはりベースになるものですから、非行とか不登校の問題ですね。今回の資料や何かを見させていただくと、やはりそこの部分に関しては非常に充実した施策もひっくるめて結構書かれていると思うのですが、今現在、小学校の保護者のお父様、お母様の方の、実を言うと最大の関心事というのがコロナ対策です。やはりこの第7波

が始まったと言われている中で、児童それから保護者も感染及び濃厚接触、これが如実に増えてきております。たまたま、今、夏休みに入りましたので、若干そういう点でも学校に対する影響は少なくなっているというのは事実ですけども、夏休み中でも学童や何かをひっくるめて日々活動しておりますので、やはりここの部分というのが非常に重要かなと。

それで、私ども番町というのが、JRの市ヶ谷駅、四ツ谷駅、それから有楽町線の麹町駅等をエリアにしておるものですから、私も朝、出勤時にちょっと見させていただいていると、駅を降りてくる方がマスクをしていない。こういうケースが非常に目立ち始めました。ほぼ6月後半ぐらいからですかね、駅を降りてこられる大人の方でマスクをしていない方、ぽつぽつと見え始めて、最近は結構多いです。ですので、やはり感染予防、このマスクというのが1つ大きな手段である事実だと思いますので、何かしらこういったものに関する対策を、ぜひマスクをしてください、大人の方は、というような対策を講じていただけるような方針というのもお出しいただけないかなと思います。

以前は、コロナといいますと、10歳未満はあまりかからないのではなんて 風評があったりしておりますが、現実、東京都の資料を見ても、10歳未満及 び10代の方々が全体の感染者数の25%を占めております。4人に1人という 状況です。

それから同時に、これ、先々週ある経済団体で東京都の医師会の方をお呼びして、いろいろお話を聞かせていただいたのですが、病院へ来られる方、確かに大人の方はこの第7波で増えてきているんだけども、顕著な例としては、第5波以降、お子さん、特にのどが痛いといって来られるお子さん。だから飲物とか、そういう軽食物が取れないということで点滴を要請されるようです。お子さんが非常に増えているというお話をお伺いしております。やはり、大人ならばちょっと我慢して飲物を飲もうという形になるでしょうけども、お子様だと痛いからといってもう嫌がっちゃって、全然摂取できないというようなことを聞いております。やはり点滴するということは医療行為ですので、それで病院に行かれると一定時間その方がとどまる、または医師ないし看護師がケアをするという形になって、これも、やはり病院が非常に混雑する1つの理由になっているんじゃないかというふうに、その勉強会では医師の方はお話しされていました。

ですので、やはり小学校や中学校の生徒さんたちに対する感染予防という部分、それとその保護者、または地域の大人たちがしっかりと感染予防、やっぱりマスクをして消毒をするという基礎的な予防対策、それと同時にワクチンをやはり3回、4回と接種をしっかりと、半年に一遍ぐらいですかね、していただくというような推進をしていただく。この部分が、やはり親たちを安心な気持ちにさせる大きなものだと思います。そうすれば、いろんな教育活動において保護者の方も参加いただいたり、それからお子さんたちも安全に伸び伸びとこれから秋に向かって運動会とかあると思いますけれども、

参加いただけるのかなというふうに思っております。ぜひ、直接青少年問題協議会としてのテーマではないかもしれませんが、この辺のコロナの方針もご検討いただいて、区民及び区に仕事で来られる方に発信をしていくというような形にしていただくと、保護者としては非常に安全かなというふうに思いますので、ぜひこの辺のところもご協議いただければというふうに思っております。ありがとうございました。

協議会長

明石委員、ありがとうございました。

ちょっと、まず先に、私からもこのコロナ対策の全般に関わることは申し 上げたいと思っております。

第7波が起こる兆しがあったときに、もう区独自に区民専用の病床確保に入りましたし、またワクチン接種も3回目、まだの方、あるいは4回目、シニアの方、基礎疾患をお持ちの方と、このワクチン枠の拡充も既に行っているところです。ただ、なかなか、こうして波が来るとやっぱり受けなきゃなという方も増えてくるのですけれども、今のところまだそこまで、今までのようなワクチンの接種率の向上というのは見られていないところがございますので、さらに今までと違って空気感染が明白であるということも言われていますので、私ども千代田区は、 CO_2 センサーを飲食店にお配りしながら、やはり換気が重要だというのは昨年からしておりましたので、換気の重要性とマスクといったことは改めて普及啓発をしてまいりたいと、そのように思っております。

これから山本課長のほうにもお答えいただこうと思うのですが、私からは少しだけ学校や園、あるいは学童での感染防止対策といったことも、実は昨年、テレビでも有識者として出ておられる水野泰孝先生という方が、麹町のクリニック、感染症専門家として、また千代田区医師会の理事でもいらっしゃいますけれども、水野先生の監修の下、各校・各園をそれぞれチェックいただいて、どういったところが感染しやすいかと。あるいはどういったところはやり過ぎだといったことも、実は昨年のうちにチェックいただいていました。こうした動画も、それぞれまさに校長先生、今日来ていただいていますけれども、各校や各園、学童においても直しているというのが昨年の状況です。

そうした中で取り組んでいるのですが、今ご指摘のあった子どもの感染が 目立つという中で、どう防ぐかという具体のところは、今から山本課長にも お答えいただこうと思います。よろしくお願いします。

指導課長

はい。指導課長の山本です。ご質問ありがとうございました。

まず、コロナ対応につきましては、指導課のみならず教育委員会全体として一丸となって対応しているというところをお話しさせていただきます。

特に、ご質問いただきました校内での対応というところですけれども、マスクの徹底や換気、手洗いというような基本的な対策についてはこれまでどおり徹底をしているところでございます。また、ご存じのとおり、給食等の黙食についても、これまでどおり徹底、継続をしております。また、少しず

つですけれども、子どもたち同士の関わり、話合い活動等につきましては、 再開といいますか、始めております。ただし、時間を考えたりですとか、机 の向きを考えたり人数を考えたりというようなところで、子どもたちの関わ り合い、話合い活動、体験活動等の充実というところで図っているところで す。また、行事につきましても、なかなか子どもたち、行事を通して学ぶこ とも多いというところから、学校としてもできることを工夫しながら対応し てくださっているというふうに認識しております。

教育委員会といたしましては、学務課を中心にガイドラインを改定いたしまして、この7月の頭に各学校等に送付をいたしました。また、今般、熱中症対策というところも継続してやっていかなければいけないというところで、登下校ですとか体育、休み時間等についてはマスクを外してもいいんだよというような声かけもしているところです。ただ、ここについては、お子さんの状況ですとか家庭のお考え等もあって、登下校中でもつけていきたいとか、そういったところについては強制して外しなさいというようなことは、指示はしていないというところです。また今後、保護者、地域の方等の行事等に関するご来校につきましては、本当に子どもたちもそういった機会があるとうれしい、喜ばれることですので、感染状況を見極めながら学校とも相談してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

協議会長

ありがとうございました。

明石委員、よろしいですか。

番町小学校 P T A 会長

ちょっと1点だけ。

どうぞ。

協議会長

番町小学校 P T A 会長

ありがとうございます。従前から学校生活という部分では千代田区の対策はすごくしっかりとしていただいているというのは認識しておるのですが、1つだけお願いがあるのが、千代田区の場合、夜間人口約6万人、昼間人口これは100万人を超えているわけですね。要は他区から、昼間、経済活動として流入されている方、ここに対する配信もぜひお願いしたいなというのが、やっぱり一番、保護者としては関心事になります。

要は、学校の限られた人たちに対するメッセージというのはもう十分していただいているのはよくよく分かっております。ただ、やはり区報とか、いろんな広報活動を通じて、区に働きに来られる方に、先ほどちょっと申し上げたのですが、やはりお子様がマスクを外す、熱中症等の絡みがありますのであれですけれども、大人の方がやっぱり平然とJRの駅降りてきてマスクなしでお互い話しながら会社まで行かれるというふうな光景がちょっと見受けられる昨今ですので、やはりそういったときにも、野外であってもやはりお話しされるときはマスクを徹底してくださいねというような広報活動、ちょっと考えていただければなというところも今回お願いしたい点でございます。

協 議 会 長 分かりました。ありがとうございます。そうした普及啓発を改めてといっ

たところはしっかり受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

ただいまは小学校のPTA会長として明石委員にお話しいただいたのですけれども、今度は、せっかくの機会ですので、中学校のPTA会長の代理ということで来ていただきました、中間さんにお願いできますでしょうか。

麹町中学校PTA会長

麹町中学校の中間と申します。本日はよろしくお願いいたします。

平素より地域の皆様にはご支援とご協力を賜りまして本当にありがとうございます。本日は代理で参加させていただいておりますので、麹町中学校のお話を中心に、お伝えさせていただければと思っております。着座にて失礼をいたします。

7月19日に、麹町中学校では保護者会がありました。やはりそのときの保護者からの話題としましては、夏休みの過ごし方とSNSの使い方、お小遣いは幾らほど、夏休みに皆さんお子様に与えているのかという話題、あとは位置情報アプリなんですけれども、これをスマホに入れていらっしゃるお子様が多くて、今自分がここにいるよというのを友達に言わなくても、アプリを見ると、あ、ここにたまっているよというのがすぐ分かる。そしてそこに駆けつけてみんなでたむろしてしまうのだけれどもというような話もありました。

今回、7月の頭に神田一橋中学校と一緒に二校会を開催させていただきま して、そのときにいろいろな話題が出ました。私たちの中学校というのは千 代田区全域から生徒が通っているものですから、例えば麹町中学校であれば 麹町エリアからというわけではなくて、やはり神田のエリアからも登校して いただいています。そこでなかなか自分たちの中学校のエリア以外だと分か らないことも多い。そこで今なかなかなくなってしまいました、コロナの影 響で地域との関わりも本当になくなってしまいまして、顔見知りというもの がなくなったのではないかという話も1つありました。そこで私たちはこれ を機会に神田一橋中と麹町中といろいろ情報交換をしながら、できれば何か 一緒にやったりしながら顔見知りというものを全域につくって、あ、あの人 ここにいたよとか、こんな感じだったよというような情報交換ができればい いのではという話もしているところでもあります。また、麹町中学校のPT Aでは、教育活動支援につながるような活動をどんどんしていこう、それで 学校をサポートしていこうという話も上がっていまして、地域の企業や団体 様のお力も借りて、コロナの状況も見ながらなんですが、少しずつセミナー のようなものも開催していければと考えています。地域の方に講師としてお 越しいただこうという話もあるんですけれども、実際昨日もセミナーをしま した。ただこういう状況ですので、オンラインセミナーをしまして、そうな るとなかなか皆さん顔出しをしてくださらないんですね。ですので、早くリ アルにこのように会って、あ、どんな人が参加していて、どんな意見を持っ ているのかなというような意見交換ができるといいなということも感じてい ます。

またもう1つ、先ほどSNSの話もありましたけれども、保護者の知識を もう少し増やしていくこともやはり必要だなというのも話題に上がりまし て、千代田区でお子様一人一人にタブレットを配付していただいております けれども、その使い方ですね、こちらを子どもと保護者と一緒に学べるよう な、そういった機会も設けたいなと考えております。9月からРТАの保護 者様のお力を借りまして講師になっていただいてタブレット教室のようなも のも少しずつ始めていきたいと思っております。

私たちも地域の情報をなかなか知らないことが多くて、少しでも皆様と意 見交換ができればと思っておりますので、何かお気づきのことがありました らぜひご意見いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

協議会長はい。ありがとうございました。

そうしましたら、中学校校長会の会長である堀越委員にお答えいただけれ ばと思います。

区立中学校校長会会長

それでは、中学校校長会を代表しまして、神田一橋中学校校長の堀越と申 します。本日はよろしくお願いいたします。着座にてお話しします。

中間委員のお話にちょっと補足というか、PTAと学校が同じ方向に歩い ていきたいという思いでちょっとだけお話をさせていただきたいと思ってい ます。

先日の二校会の中でも、やはり保護者の皆さんが不安に思っている。特に このコロナ禍において子どもたちの成長の部分で非常にいろいろ報道があり ますので、今の子どもたちがすごくコロナによって影響を受けているという 不安が、やっぱり相当大きくお持ちであるというところがよく分かりまし た。

そんな中で、子どもたち同士も麹町中の代表と神田一橋中の代表で今後お 互いの交流を深めていくことで、同じ区内の学校ですし、小学校時代、学校 選択とかで、小学校時代の友達がこっちにいていたり、こっちに来ていたり ということもあって、交流をもっとしていこうじゃないかということも話に 上がっています。

保護者の皆さんが思っているコロナの不安、子どもたちの場面、成長につ いてということに少し視点を当てて私が思うのは、光と影の部分があると考 えています。よく報道されているところで、子どもたちの成長に、非常に、 今は学校行事がなくなっていたり、修学旅行に行けなかったことが、この子 たちの将来にすごく大きく響くのではないかというようなことがあるのです けれども、やはり中学校というところは先輩とか上級生の姿から、ああなり たいな、来年はああいう先輩になりたいなというのを目指していくというの が1つの大きな教育効果であって、そういった意味で学校行事がすごく、先 輩たちと一緒に行えないことって、すごく影響がこれから出るのかなと考え ております。どうしてもオンラインで先輩の姿を見る、全校が一堂に会して の行事というのは今できない状態になっているので、非常に心配していま す。

あと、本校では3年ぶりに、先日、修学旅行に行ってまいりましたが、今の中3の子たちというのは、小学校以来、宿泊行事を一切してきていない子たちになります。これが高校2年生の子たちまでみんな同じような形で、宿泊ができていない状況の子たちが3年ぶりに宿泊したときどうなったかというと、やっぱり現地での不安、親元を離れる不安、眠れないとか、そういった細かいところが出てきています。こういったところもやっぱり寄り添っていって、将来を担う、力強く生きていくような手だてを、保護者のPTAと一緒になって手だてを講じていかなきゃいけないなというのが課題として思ってきたところです。

一方で、じゃあ今の子たちはコロナでマイナスだけかなと思うと、実は私の捉えは違う部分もあって、実はこの修学旅行に至るまで、去年も一昨年もそうなのですけれども、ぎりぎりまで事前学習して予定を組んでいてぎりぎりでキャンセルになるという歴史を2年間繰り返してきていて、子どもたちはそれを受け止めて咀嚼して、でも次に向けて頑張ろうというのを2年間頑張ってきたんですね。こういった意味で、先が全く見通せない中でキャンセルとか中止に対しても、ありとあらゆる別のパターンで僕たち頑張れるよねというような動きに子どもたちがなってきていて、ある意味でのリスクマネジメントというところについては、すごく今まで経験してきた子どもたちより力がついているのかなというところを思っています。むしろ大人より落ち着いて対応しているというのが中学生の実態になります。

いずれにしても、コロナの影響というのはこれから出てくるのかなと思っていて、将来を担う大切な若者ですので、やはり保護者の皆様の不安感と学校が持っている情報というのを交流しながら、しっかり子どもたちを育てていかなければいけないなというような課題を改めて認識したところになります。また、足並みをしっかりそろえて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

協議会長

堀越先生、ありがとうございました。

併せてピンポイントなのですが、タブレットの使い方のお話も頂きました ので、山本課長からもご説明いただけますでしょうか。

指導課長

はい。指導課長、山本です。

まずは、中学校 2 校というところでの連携、それから企業等との連携ということで、ありがとうございます。頂いたお話の中で、タブレットに関するところのみに絞ってお話をさせていただきます。

まず、保護者の方と子どもたちが一緒に学べる機会をというところでご提案いただきまして、ありがとうございました。教育委員会といたしましても、このタブレットを、より子どもたちが充実して活用できる方策をというところで、日々考えているところです。

例えば、昨年度については、オンラインの保護者セミナーというものを7 月と2月に2回、開催させていただきました。オンラインで見ていただいた 方、またオンデマンドでもしばらく見られるように設定いたしましたので、 それで見ていただいた方等もいらっしゃいます。今年度も年間一度になると思いますけれども、オンラインセミナーを実施させていただきたいと思っておりますので、ぜひそちらのほうをご視聴いただけるようなお声かけをしていただけるとありがたいなというふうに思っております。

それから、使い方というところで申し上げますと、まず、学校では学校ルールというものを策定していただいております。各学校の子どもの実情、地域性等々に応じて各学校で設定をしていただいております。また、学校経由ではありますけれども、保護者の方に家庭でのルールというものを設定していただきたいというふうにもお願いをしているところです。昨年度1月に保護者の皆様にアンケートを取らせていただきました。この家庭でのルール「策定している」というふうにお答えいただいた家庭が84%、これが高いと取るか低いと取るかはそれぞれだと思いますけれども、この家庭でのルールというところについても、学校から引き続き声かけをしていただき、また家庭でも継続してリニューアルしていただきながら、それぞれお子さんと話し合っていただきたいなというふうにも考えているところです。

私からは以上です。

協議会長

ありがとうございました。

中間会長、いかがでしょうか。

麹町中学校 P T A 会長

はい。ありがとうございます。

協議会長

大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、まだ少しお時間がありますので、今度は保護者の立場ではなく、子どもたちの健全育成を実践していただいている青少年委員のお立場から、会長であられます佐藤委員からもお願いいたします。

青少年委員会会長

青少年委員会の会長を務めさせていただいています佐藤淳司と申します。 よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

今、子どもたちの健全育成ということで、我々青少年委員会は10年ほど続いておりますひがた探検プログラムというのを年4回実施しております。同じ地域の四季の移り変わりと、水がどのように源流から海に来るのかという水の動きですとかを学んでほしいというもので3年ぶりに開催をしました。年4回のプログラムのうち、夏のプログラムとしてやっております、すだて漁というのがあるんですね。木更津の金田漁業協同組合さんのご協力をいつもいただいて開催しているのですが、単発での特別実施という形で、募集方法に少し問題があったかという反省もありましたが、区内の小学生の3年生から5年生までの28名と11名の大学生ボランティア、そして我々青少年委員と総勢55名で7月17日の日曜日に行ってまいりました。天候が心配される中、また猛暑の予想もあって、熱中症対策それからコロナの感染対策ということで、区のほうのご協力を頂いて、バスを1台増やして、二人座席に一つずつという形で出発し、区役所前を出発してから天候に恵まれて、これは楽しい漁ができるのではないかなというふうに思っておりました。我々が子どもたちと接するのも3年ぶりだったので、いつもの様子というか、このコロ

ナ禍でのバスの状況というのはどうだろうと思っていたのですが、逆に子ど もたちはバスの中での過ごし方というか、黙ってマスクをして座っていると いうのが別に普通な感じで我々は逆にびっくりしまして、これは現場に行っ て、子どもたちは漁を楽しめるのかなというような思いもありましたが、木 更津に着いて、ちょっと天候が急変というか、悪天候になってしまう中だっ たのですが、船に乗ることももしかしたら初めてかもしれない子どもたち が、多少隣同士でのお兄さんや我々とおしゃべりしながら漁場に向かいまし て、やっぱり海に入るのも、入ったことがないのかなと思う子なんかも多分 いて、ある程度我々からすると膝上ぐらいの深さなんですけど、背の小さい 子どもは海に入ることすら怖いというような状況もありながら、一人の子は 私がおんぶして漁場まで連れていくようなこともあったんですけども、漁場 に着いてからの子どもたちというのは、まあ何しろ大はしゃぎでした。魚で いうと生きた鯛とかが本当に泳ぎ回っているところを網でつかむというか、 捕るという作業をするのですけど、何というんだろう、生きた魚を網ですく って、しかもその重たさや持つときは軍手でないと針とかとげがあるという か、危ないこともあるなんていうことも学びながら、ふだんお刺身で食べる ような鯛がこういう姿をしているんだとか、1匹の重さがこうなんだとかい うことを多分感じてくれたんじゃないかなと思いました。

本来であれば潮の満ち引きを感じて、潮が引いたところの海辺で砂浜アートという企画も考えていたのですが、あいにくの天候の中、船で戻って、船上で食べるはずの江戸前のアナゴ天ぷら弁当も、車内で食べることになってしまったんですね。やっぱり車内で食べるというのもどうなのかと思ったんですけれども、子どもたちを見ると、黙って食べるのにまた慣れているのですね。黙って一人ずつお弁当を食べて、食べ切れない子は黙って蓋をして返していくみたいな感じだったのに、ちょっと我々はちょっとびっくりもしました。

でも、子どもたちというのは、何というのですか、先ほどお話があった対応能力的なものというのが学校生活によってついているのかなと思いながら、天候に恵まれたらもうちょっと大はしゃぎというか、外でもそうですし、もうちょっと触れ合う機会がもしかしたらあったなと思っておりました。でも、何というのでしょうね、子どもたちって、やっぱりさすが自然との触れ合いの対応というか、本当にずぶぬれになりながら大はしゃぎする子たちの姿を見ると、姿が変わってなくてよかったなという安心したふうに思いました。

年4回なのにコロナ禍で開催できずに、この後、冬にもう一度海苔すき体験というような形でやっていたものを再開できればと思いますが、状況を見極めつつ、やっぱりもうちょっと参加者へのアナウンスをして、もう少し多くの子どもたちがこういった自然と触れ合えるような行事に参加してくれることを願いながら、我々の活動は今後も続けていきたいと思っています。ありがとうございました。

協議会長

ありがとうございました。

私もフェイスブックで拝見して、あ、今年できたんだと。ただ、それはも う、本当に青少年委員の会長の下、皆さんの様々なご尽力と、もう絶対徹底 した感染防止対策をすると。捕った魚も多分その場でおみそ汁にするような ものを、今回はそういう対策を取ろうというような話も伺いまして、本当に 頭が下がる思いです。

実は区内の校も園も様々行事があるのですが、そうした中で、去年、おととしといろんな中止や延期がございました。あるいは代替という措置もできましたし、また今年、コロナ3年目となる今年については、どうやったら開催できるだろうというのを相当頭を悩ませながら子ども部あるいは教育委員会として行ってまいりましたので、ぜひ堀米教育長からもお話しいただければと思います。

教 育 長

教育長の堀米孝尚でございます。本年度2年目ですが、コロナ真っただ中で着任いたしまして、何とか子どもたちの体験を途切れないで続けていきたいというようなことで、去年もどういう形でやったらこれいいのかなというふうに教育委員会全体でもみんなで考えながら参ったところです。佐藤会長さんからありましたように、ひがた体験も久しぶりにできたのでよかったなというふうに思うのですが、小学校のほうも久しぶりに、6年生の箱根、それから4年生の岩井、私は岩井のほうも箱根のほうも実際に一緒に、泊まりはしなかったんですが行ってまいりました。本当に子どもたちの久々の宿泊という、その笑顔と本当に目の輝きを見たときに、ああ、やってよかったなというふうに思いました。

過去の2年間をどのような形でといったら、もう、ただ取り戻せはしないんですよね。ですが、これからできることは何かということを考えたときには、できるだけ多く、ウィズコロナということでできる範囲で今年も続けていこうというようなことを思ったわけです。

昨年はどうしたかといいますと、小学校においては、宿泊行事はできませんでしたので、4・5年生についてはジョイポリスを貸し切りまして、取りあえず楽しいことで思い出をつくろうよということで行きました。これも子どもたち大変喜んでおりました。それから、中学生も宿泊ずっとできなかったのですが、区内のホテルですがテーブルマナーを全学年の生徒にさせました。これもただ食べるだけじゃなくて、食育も含めて、非常に勉強にもなったしおいしかったということで、大変好評な形でした。同じような体験はさせられませんが、違った体験を通して子どもたちのこれからの成長に一助になればいいなというふうに思いやっているところです。

本年度大変残念なのは、九段中等の至大荘行事が、また増えた中で該当の 学年も増えてしまったので残念ながらできませんでしたが、これについても 3年できないというと、非常にその次の年から学校の行事が、先生も慣れな いし、途切れてしまいますので、中等なども考えまして、いろんな先生のほ うの指導の仕方を伝書していこうというようなことで、校内の中でまたそう いうことをやっていこうと来年度同じ1つの学年だけではなくて複数学年でもいいのではないか。コロナ禍の中で学校のほうは非常にいろんなことを考えてきまして、子どもたちの今後の成長にできるだけ支障のないようにというようなことで対応していただいているところです。

これから先の不透明な時代をいかに生きるかという大きな命題がありますが、まさに今の子どもたちはその不透明な時代を力強く生きていくというような力をいろんなところで育んでいるのかなというふうに思っております。学校現場とさらに連携を取りながら、そういった体験を絶やすことなく続けていければいいなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

協議会長

ありがとうございました。

では、佐藤会長、よろしいですか。

青少年委員会会長

はい。

協議会長

はい。ありがとうございます。

では、ほかに何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

協議会長

はい。ありがとうございました。

それでは、こちらにて、協議会を閉会させていただきたいと思います。委員の皆様、貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございました。これからは事務局にお戻しします。

子ども総務課長

はい。皆様、本日はご多忙の中、誠にありがとうございました。対面とオンラインの併用という形で、若干お見苦しい点もあったかと思いますが、運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、この会を締めさせていただきます。

なお、オンラインで参加されている皆様はミーティングルームのほうから ご退室をお願いいたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。お疲れさまでした。